

《利用料金表》

令和4年10月改正

☆通常型通所介護事業所対象サービス

(日単位)

区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 料 金	3-4時間	368	421	477	530	585
	4-5時間	386	442	500	557	614
	5-6時間	567	670	773	876	979
	6-7時間	581	686	792	897	1003
	7-8時間	655	773	896	1018	1142
	8-9時間	666	787	911	1036	1162
加 算	入浴介助加算(Ⅰ)	40/回				
	入浴介助加算(Ⅱ)	55/回(対象の方のみ)				
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100/月				
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56/日				
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月				
	科学的介護推進体制加算	40/月				
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日				
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月				

※下記加算については、体制及び加算条件が満たした際に算定いたします。

※加算内容及び算定要件等は別紙に添付しましたので確認をお願いいたします。

加 算	栄養アセスメント加算	50/月(6カ月に1回を限度)
	栄養改善加算	200/月(6カ月に1回を限度)
	口腔栄養・スクリーニング加算(Ⅰ)	20/回
	口腔栄養・スクリーニング加算(Ⅱ)	5/回
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月

●介護職員処遇改善加算(介護・予防共通)

別途合計に5.9%相当の介護職員処遇改善加算Ⅰが加わります。

●介護職員特定処遇改善加算(介護・予防共通)

別途合計に1.2%相当の介護職員特定処遇改善加算Ⅰが加わります。

●介護職員等ベースアップ等支援加算(介護・予防共通)

別途合計に1.1%相当の加算が加わります。

* 鈴鹿市は地区区分が(6級地)であるため、上記表の単位数に10.27円を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載されている負担割合が自己負担となります。

☆介護保険対象外サービス(介護・予防共通)

食費(おやつ代含)の合計	690円
--------------	------

オ ム ツ	テープタイプ	M 80円	L 90円
	パンツタイプ	M 100円	L 120円
	パット	小 30円	大 40円

趣味活動費	必要時に実費
-------	--------

日用消耗品・教養娯楽費	1/日 50円
-------------	---------

時間外料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
15分につき	370円	420円	480円	530円	580円

* 8時15分～17時15分以外の時間にご利用する場合は対象です。

≪利用料金表≫

令和4年10月改正

☆通所型サービス（日常生活総合事業）

(月単位)

区分	事業対象者・要支援1(月4回超える)	要支援2(月8回超える)
基本料金部分	1655	3393

(1回につき)

区分	事業対象者・要支援1(月4回まで)	要支援2(月8回まで)
基本料金部分	380	391

(月単位)

区分		事業対象者・要支援1	要支援2
加 算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72	144
	運動器機能向上加算	225	225
	科学的介護推進体制加算	40	40
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100	100

●介護職員処遇改善加算(介護・予防共通)

別途合計に5.9%相当の介護職員処遇改善加算Ⅰが加わります。

●介護職員特定処遇改善加算(介護・予防共通)

別途合計に1.2%相当の介護職員特定処遇改善加算Ⅰが加わります。

●介護職員等ベースアップ等支援加算(介護・予防共通)

別途合計に1.1%相当の加算が加わります。

* 鈴鹿市は地区区分が(6級地)である為、上記表の単位数に10.27円を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載してある負担割合が自己負担となります。

☆介護保険対象外サービス

食費(おやつ代含)の合計	690円
--------------	------

オ ム ツ	テープタイプ	M 80円	L 90円
	パンツタイプ	M 100円	L 110円 L L 120円
	パット	小 30円	大 40円

趣味活動費	必要時に実費
-------	--------

日用消耗品・教養娯楽費	1/日 50円
-------------	---------

時間外料金	事業対象者・要支援1	要支援2
15分につき	320円	320円

* 8時15分～17時15分以外の時間にご利用する場合は対象です。